



宮 崎 県 公 報

令和3年8月5日(木曜日) 第 227 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 1

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 3
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 4
○救急病院の認定 (2件) …………… (医療薬務課) 4
○民有林の保安林の指定 (4件) …………… (自然環境課) 4

頁

○民有林の保安林の指定解除…………… (自然環境課) 5
○保安林の指定予定の通知…………… (") 5
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5
○道路の供用の開始…………… (") 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見…………… (商工政策課) 6
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 6

教 育 委 員 会 規 則

○教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 6

規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(受理書)			(身分証明書)		
第36条 知事は、 <u>条例第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第37条又は第39条の規定による届出を受理したときは、受理書(別記様式第11号)を当該届出をした者に交付するものとする。</u>			第36条 条例第65条第2項の証明書は、身分証明書(別記様式第11号)によるものとする。		
(身分証明書)			別表第11 (第29条関係)		
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値
[略]			[略]		
シアン化合物	規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法又は規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法	[略]	シアン化合物	規格K0102の38・1・2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38・2に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」と	[略]

					いう。) 付表 1 に掲げる方法	
[略]			[略]			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法	[略]	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表 2 に掲げる方法	[略]	
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法		アルキル水銀化合物	環境基準告示付表 3 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法		
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表 3 に掲げる方法		ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表 4 に掲げる方法		
[略]			[略]			
チウラム	環境基準告示付表 4 に掲げる方法	[略]	チウラム	環境基準告示付表 5 に掲げる方法	[略]	
シマジン	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		シマジン	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
チオベンカルブ	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		チオベンカルブ	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
[略]			[略]			
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34・1、34・2 若しくは 34・4 に定める方法又は規格 K0102 の 34・1 C) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	[略]	ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34・1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)、34・2 若しくは 34・4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34・1・1 c) (注 (2) 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法	[略]	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格 K0102 の 42・2、42・3、42・5 又は 42・6 に定める方法により検定されたアンモニウムイオン		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格 K0102 の 42・2、42・3、42・5、42・6 又は 42・7 に定める方法 (ただし、42・2、42・6 又		

	の濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43・1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43・2・5又は43・2・6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法				は42・7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42・1c)の蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43・1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43・2・5又は43・2・6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	
	[略]				[略]	
1・4ーゾオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	[略]		1・4ーゾオキサン	環境基準告示付表8に掲げる方法	[略]
	[略]				[略]	

別記様式第1号から別記様式第2号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考6を削る。

別記様式第11号を削る。

別記様式第12号中「(第37条関係)」を「(第36条関係)」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 572号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
内之浦歯科医院	都城市中原町14街区11号	令和3年5月31日
こども予防接種クリニック	延岡市安賀多町4丁目1番地1	令和3年5月31日

宮崎県告示第 573号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
内之浦歯科医院	都城市中原町14街区11号	令和3年6月1日
みんなの薬局スマイリング・パーク	都城市早鈴町1866番地40の3	令和3年6月1日
こども予防接種クリニック	延岡市安賀多町4丁目1番地1	令和3年6月1日

宮崎県告示第 574号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団城山病院	宮崎市清武町船引 238

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年8月4日から令和6年8月3日まで

宮崎県告示第 575号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
ベテスダクリニック	都城市年見町23-12

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年8月13日から令和6年8月12日まで

宮崎県告示第 576号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 えびの市大字大河平字桶ノ口 952

、952-2から952-4まで

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 577号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字菅野谷 3611-14

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 578号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字水志6、7-1、12-1、12-3、15-1、18-2、18-3、字下長川内41-1から41-3まで、41-5、42、43-1から43-3まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下長川内41-5・43-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 579号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字木浦
1415-28

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 580号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 解除に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字
山ノ口2986-57

- (2) 民有林の保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 2 (1) 解除に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字
山ノ口2986-57

- (2) 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 581号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字成滝
1271

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 582号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 5 日から同年同月 19 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 604番1 地先から同 市同大字同 字 598番地 先まで	旧	16.2～ 17.2	103.6
				新	17.2～ 24.7	103.6

宮崎県告示第 583号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 5 日から同年同月 19 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 604番1 地先から同 市同大字同 字 598番地 先まで	令和 3 年 8 月 5 日

宮崎県告示第 584号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域に指定する。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 永道浜4-2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字下方字下涼松1370番
2	“ “ 字瓜倉平3711番
3	“ “ “ 3751番2
4	“ “ “ 3691番1
5	“ 大堂津一丁目3672番2
6	“ “ 3671番2地先河川敷
7	“ 大字下方字汐持上1376番6地先河川敷

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ小林店・靴の尚美堂小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外5筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和3年6月24日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年8月5日から令和3年9月6日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小林東部第1地区宮土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業(担い手支援型))に係る土地改良事業計画を変更した。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年8月5日から令和3年9月3日まで

3 縦覧場所

小林市役所農業振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

教育委員会規則

教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月5日

宮崎県教育委員会教育長 黒木淳一郎

宮崎県教育委員会規則第10号

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則(昭和31年宮崎県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 [略] 2 [略]	第2条 [略] 2 [略] <u>3 前2項の規定にかかわらず、委員は、教育長が必要と認めるときは、映像又は音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、会議に出席し、表決に加わることができる。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。